校内不祥事防止委員会 年間活動計画

尾道市立御調中央小学校

不祥事ゼロ！いじめゼロ！不登校ゼロ！の御調中央小学校

１ 日常的な意識啓発の取組み

①教職員の不祥事に係る報道等があったときは，新聞記事等を配布するとともに，暮会等で研修を行い，注意喚起を行う。

②広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」が公表されたときは，印刷・配布し注意喚起を行うとともに，暮会等で研修を行う。

③ヒヤリハット事例を暮会時に報告し，共有化していくことで不祥事の未然防止に努める。

④服務自己点検を毎月第１月曜の暮会時に実施し，常時危機管理意識の高揚を図るとともに，必要に応じて校長による面談を実施する。

⑤児童の状況把握のための定期的なアンケートを実施（毎月初め　居心地点検）し，その結果と取組について第２月曜日の暮会時に報告し，共通認識をはかる。

⑥保護者へのアンケートを実施（６月・１１月）する。

⑦第３金曜日の暮会時に児童の実態交流を行い，課題の共有化を図る。

⑧学年主任→生徒指導主事→教務主任→管理職の報告・連絡・相談・確認を徹底する。

２ 年間研修計画

月	活動及び研修年間計画	担当	備 考
4	□ 服務研修（服務規律確保に向けて①（全般）・勤務時間等の服務，管理規程，文書の取り扱い，情報管理，情報倫理及び著作権，交通安全，公金取り扱い，体罰，セクハラ等 □ 服務研修（公金の取扱） ・文書取扱・公金取扱・服務・通勤・体罰セクハラ防止等不祥事防止チェックリストの実施，及び課題整理（委員会） ・各教職員の学級経営及び児童への指導に課題がある学級（担任）について交流 ・担任への個別指導（コミュニケーションの取り方・保護者との連携の取り方）	校長 教頭 事務	（基礎資料の内容） ・服務に関する覚え書き ・御調中央小学校職員服務規程・関連法 ・倫理要項 ・懲戒処分の指針 ・教職員による不祥事の根絶 ・著作権法等
5	□ 服務研修(個人情報の取り扱い,文書取扱と情報管理)	６年	資料等をもとにした意見交流中心の研修やワークショップ型の参加型研修やロールプレイを主とする研修を行うなど研修の方
6	□ 服務研修（政治的行為の禁止） □ 服務研修（体罰防止）	特別支援 教務	
7	□ 服務研修（交通安全）	５年	

8	□ 服務研修（わいせつ行為・セクハラ防止） □ 服務研修（パワハラ防止）	専科 ４年	法を工夫する。
9	□ 服務研修（職員の健康管理とメンタルヘルス）	養護	
10	□ 服務研修（危機管理）	３年	
11	□ 服務研修（児童理解と体罰防止）	２年	
12	□ 服務研修（交通事故・違反の防止）	１年	
1	□ 服務研修（公金の取扱）	事務	
2	□ 服務研修（文書取扱と情報管理）	教務	
3	□ 課題整理と次年度計画立案	教頭	

３　不祥事防止運動

・年間を通して，不祥事を許さず教育に全力を注ぐ組織風土を醸成するような取組みを，年度当初，委員会で協議する。（例：取組みの重点目標を策定，ヒヤリハット報告など）

・不祥事防止委員会を月に１回開催し，月毎の整理を行う。（生徒指導主事）

　服務点検・居心地点検・目安箱の結果の集約・分析（第２月曜日の暮会時に報告）

　服務研修の成果と課題の整理，体罰・セクシュアルハラスメント相談窓口からの報告など

・服務自己点検の分析及び面談

・研修資料は，不祥事防止個人ファイルに綴じ，全教職員共通の資料のもとに繰り返し活用する。

・保護者アンケート実施月は，生徒指導部がアンケートを分析し，結果に基づいて組織として取り組んでいく。

・ネームケースの裏面に「わたしの決意表明」を入れ，不祥事防止の意識を高める。

４　その他

・校長が必要と判断した場合は，年間計画にかかわらず不祥事防止委員会を招集・開催する。

体罰に関わる教職員の自覚と認識の徹底

○体罰は教職員の指導力の弱さのあらわれであり，教育ではない。学校教育に対する信頼を失墜させるものであるとの自覚と認識を徹底すること。

○「体罰容認」という誤った考え方に対して徹底して否定すること。

○子供の実態把握に努めると共に，多様化している子供に合った指導法を研究すること。

生活指導体制

○生活指導体制については組織的に行い，家庭との連携を密にして，子供・保護者との信頼関係の確立に努めること。

○子供に対する指導については，複数教員であたり，多面的な視点での指導を行うよう心がけること。

○取り組んだ内容については暮会時に報告し，全教職員で共通認識をはかる。